

## 滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例に基づく 事業者行動計画書制度の運用状況について

### 1. 事業者行動計画書制度について

○ 低炭素社会づくりに大きな役割を果たす一定規模以上の事業者に対して、事業者自身の温室効果ガス排出削減のために講ずる措置と併せて、省エネ製品の製造など事業活動を通じて製品の使用者など他者の温室効果ガス排出削減に貢献する取組について定めた計画書の提出と、毎年度の実績報告書の提出をしていただき、それらを県が公表することにより、県内事業者の自主的な取組を促すとともに、低炭素社会づくりに向けた気運を高めるために、「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」で定めた制度です。

○ 計画書および報告書に記載する内容は、次のとおりです。

#### 《計画書》

- ① 基本的事項：基本的な方針、推進体制、計画期間、これまでの取組 等
- ② 計画期間内における取組
  - ア 事業者自らの温室効果ガス排出削減のための取組
  - イ 事業活動により他者の温室効果ガス排出削減に貢献する取組
  - ウ その他の低炭素社会づくりのための取組

#### 《報告書》

報告対象年度における上記②の各取組の実施状況

○ 平成25年度は、条例施行後2年目であり、平成24年度からの計画書を提出した事業所等から初めて報告書が提出されました。

### 2. 報告書の全体概要について（平成26年2月28日現在）（図1）

(1) 報告書提出事業所数 308件（うち義務提出 287件）

○ 報告書の提出が必要な313事業所のうち、98%に提出していただいています。

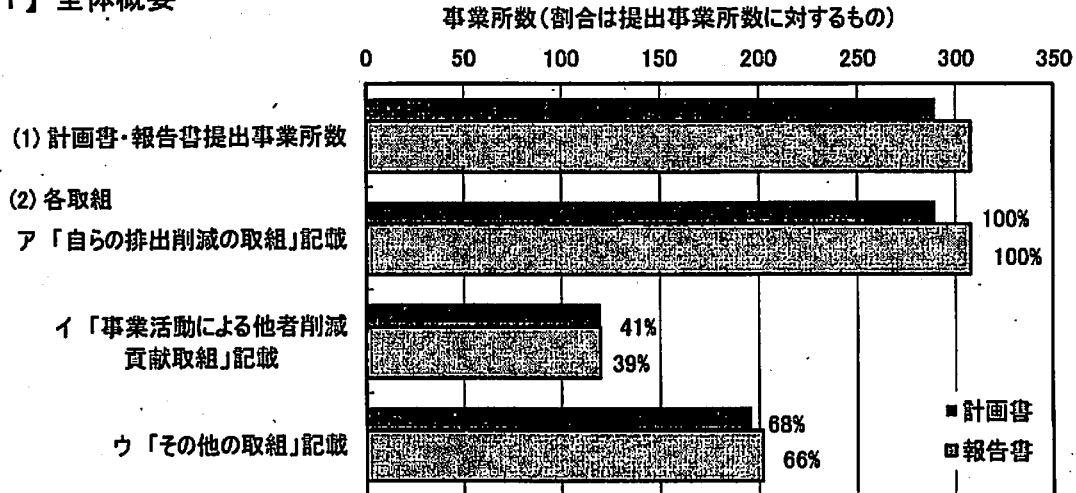
【業種の内訳】 製造業：79%、 その他：21%

○ 報告書を提出いただいた事業所からの温室効果ガス排出量の合計は、約520万t-CO<sub>2</sub>で、県域の温室効果ガス排出量に占める割合は、およそ4割となっています。また、そのうち製造業の事業所からの排出量の合計は、約480万t-CO<sub>2</sub>で、県域の製造業からの温室効果ガス排出量に占める割合は、8割を超えています。

#### (2) 報告書における取組

- |                                   |                            |
|-----------------------------------|----------------------------|
| ア 「事業者自らの温室効果ガス排出削減のための取組」記載      |                            |
|                                   | 308件（計画書（290件）における記載 290件） |
| イ 「事業活動により他者の温室効果ガス排出削減に貢献する取組」記載 |                            |
|                                   | 120件（同 120件）               |
| ウ 「その他の低炭素社会づくりのための取組」記載          |                            |
|                                   | 202件（同 196件）               |

【図1】全体概要

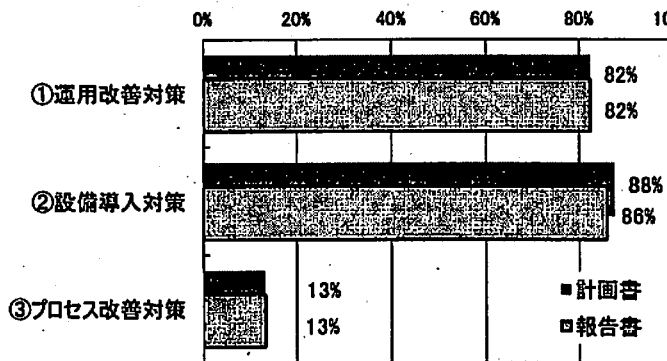


3. 報告書に記載の各取組について

(1) 「事業者自らの温室効果ガス排出削減のための取組」の実施状況(図2)

【図2】自らの排出削減取組の内容内訳

※割合は提出事業所数に対するもの



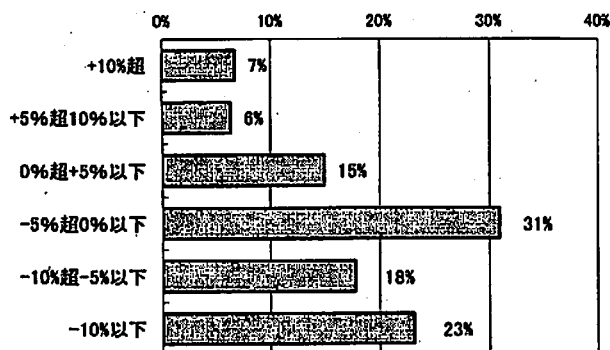
※取組内容の分類

- ①運用改善: エア漏れ改善や不要照明の消灯徹底など、設備機器の日常的な管理・運用方法の改善の取組
- ②設備導入: インバーターの導入やLED照明への更新など、設備の更新・改修等の取組
- ③プロセス改善: 生産設備や工程を大幅に変え、生産性を高める取組

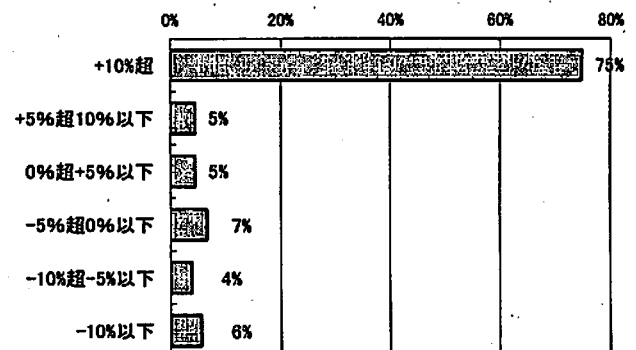
○ ①運用改善対策では16事業所で、②設備導入対策では27事業所で、それぞれ計画書には記載されていなかった追加の対策が記載されています。

○ これらの取組の結果として、事業所でのエネルギー使用量については、約7割の事業所で減少しています。(なお、温室効果ガス排出量については、電気の二酸化炭素排出係数が大幅に上昇した(0.311→0.450kg-CO<sub>2</sub>/kWh、45%上昇)ため、8割を超える事業所で増加しています。)(図3-1、2)

【図3-1】事業所でのエネルギー使用量の増減の状況

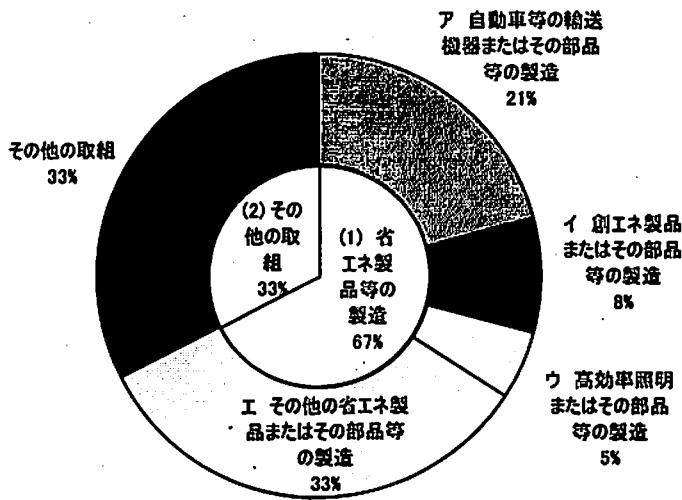


【図3-2】事業所での温室効果ガス排出量の増減の状況



(2) 「事業活動により他者の温室効果ガス排出削減に貢献する取組」の実施状況 (図4)

【図4】事業活動による他者への貢献取組の内訳



※左記取組内容の具体例

(1) 省エネ製品等の製造

利用時に消費するエネルギーがより少ない製品や、エネルギーを創り出す製品、またはそれらの部品等の製造

ア 電気自動車やエコカー、重機など

イ 太陽光発電設備や風力発電設備など

ウ LED照明など

エ その他の省エネ家電や省エネ型産業用機器など

(2) その他の取組

製品の長寿命化、省エネ製品の販売、省エネに資するサービスの提供など

○ 貢献取組の記載のある120件のうち、定量的な記載としているのは49件(40.8%) (計画書では42件(35.0%))であり、そのうち二酸化炭素の削減量で記載しているのは26件(21.7%) (計画書では26件(21.7%))でした。

○ 貢献取組の記載を二酸化炭素削減量で定量的に記載しているもののうち、その二酸化炭素削減貢献量を年間の数値に換算することが可能な16件の貢献取組について、この数値をもとに、貢献量(県内の事業所が、県外の温室効果ガス排出量の削減に貢献した量)を試算\*しました。その結果、貢献量は、およそ120万t-CO<sub>2</sub>となり、県域の温室効果ガス排出量の約9%となりました。

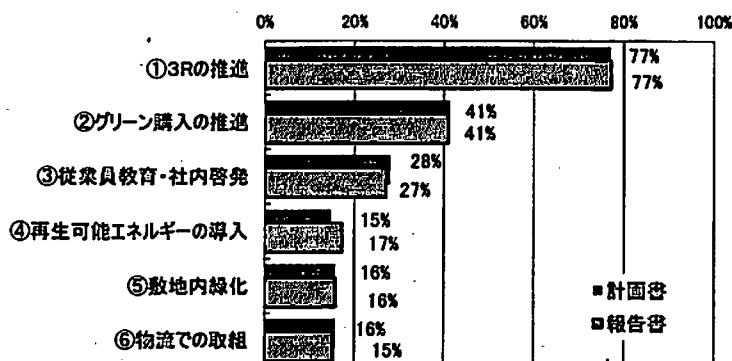
16件の貢献取組のうち、貢献量の大半を占めているのは、太陽光パネルの製造であり、エコカーの製造、省エネ住宅の製造、LED照明の製造がこれに続き大きな割合を占めています。

なお、今回試算した貢献量は、あくまで算定可能な16件の取組のみの貢献量であり、県の産業全体に拡大推計したものではありません。引き続き、各事業所における貢献取組の事業者行動計画書等への記載と、貢献量評価の導入の普及を進めていきます。

\* 今回の試算は、報告書記載の貢献量について、重複算定(ダブルカウント)をしないよう一定の条件のもと算定したものであり、この試算結果の数値は、実態と比較して、過大評価・過小評価のどちらの可能性もありうるものです。

(3) 「その他の取組」の実施状況 (図5)

【図5】その他の取組で記載が多い内容



○ 13事業所において、計画書には記載されていなかった追加の取組が記載されています。

○ 追加の取組で多かったのは、太陽光発電など再生可能エネルギーの導入の取組と、廃棄物の排出削減など3Rの推進の取組でした。

#### 4. 条例に基づく表彰について

- 滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例では、特に優れた取組を行った県民、事業者、団体等を顕彰することができるとしています。
- 今回、事業者から提出された計画書・報告書および現地訪問調査の実施結果を基に、自社の温室効果ガス排出削減に関し、他の事業者の参考となる優れた取組を行っている下記事業者について、表彰を行います。

(1) 名称

滋賀県低炭素社会づくり賞（事業者行動計画書制度部門）

(2) 表彰対象事業者（事業所）（50音順）

大津板紙株式会社（大津市）

ダイキン工業株式会社 滋賀製作所（草津市）

彦根ゼラチン株式会社（犬上郡豊郷町）

宮川化成工業株式会社 滋賀事業部（栗東市）

ヤンマー株式会社 小形エンジン事業本部 生産統括部 びわ工場（長浜市）